

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の最上位を取得

一般財団法人マルチメディア振興センターは、2021年10月4日、厚生労働大臣から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第9条に基づく「えるぼし」認定を受けました。

本認定は、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業・団体のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施事業が優良である等の一定の基準を満たした企業・団体に対して厚生労働大臣が認定するものです。

認定段階は、評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）の基準を満たした数に応じて3段階あり、当財団はすべての項目で基準を満たし、最上位である3段階目の認定を取得しました。

当財団は、今後も女性の活躍を支援すると共に、職員一人ひとりがいきいきと持てる力を最大限に発揮でき、より一層健康で安心して働ける職場環境づくりに努めてまいります。



えるぼし認定マーク（3段階目）